

まどかのたより



2017年3月25日
発行 特定非営利活動法人
在宅福祉サービスまどか
代表 中丸陽子
我孫子市天王台 2-3-1-101
TEL 04-7181-2567
FAX 04-7181-2568
<http://www.npomadoka.com>
mail@npomadoka.com

《これからの介護保険・処遇改善加算について》

春とはいえまだまだ冷え込む日も少なくありませんが、皆様お変わりなくお過ごしのこととお喜び申し上げます。

この度の平成29年度介護報酬の改定に伴い介護職員処遇改善加算の拡充が行われ、加算率が変更となります。在宅福祉サービスまどかは、厚生労働省の指定する基準を満たしておりますので、平成29年4月からは介護職員処遇改善加算Iを取得いたします。

今後も皆様に引き続き安心、安全なサービス提供を心がけながら、自己研鑽に努めてまいりますので、ご理解ご了承ご協力を戴きますようお願いいたします。

《サービス別加算率》

訪問介護（訪問型サービス）	13.7%
地域密着型通所介護（通所型サービス）	5.9%

《利用料金計算式》

- 1 か月利用単位数 × サービス別加算率 = 処遇改善加算の総単位数
(小数点以下の端数は四捨五入)
- 1 か月利用単位数 + 処遇改善加算の総単位数 = 介護報酬総単位数
(小数点以下の端数は四捨五入)
- 介護報酬総単位数 × 我孫子市の地域区分率（訪問介護 10.21% 通所介護 10.14%）
= 介護報酬総額（小数点以下の端数は四捨五入）

例) 現在、訪問型サービスI（支援にて週1回のヘルパー利用）をご利用の方の利用料金は1割負担者1250円 2割負担者2500円ですが、
 $1168 \times 13.7\% = 160$
 $1168 + 160 = 1328$
 $1328 \times 10.21 = 13559$ （介護報酬総額）
となり、利用者の負担割合により算定
1割負担者1356円 2割負担者2712円相当になる見込みです

介護報酬総額の利用者負担割合に応じて、個人の利用料金が算定されます。

介護職員処遇改善加算は離職率の高い介護職を定着させるために設けられた加算制度で、介護職員の賃金改善に充てることを目的にしています。在宅福祉サービスまどかでは、先駆けて各種手当を支給しておりましたが、今後も支給を継続する為に、今年度も申請させていただきます。

《まどかデイサービス》

まどかのデイサービスでは、参加された皆様の個々に合わせたプログラムをご用意しつつ、その日のご利用者様の体調を見ながら行ってまいります。無理のない動きでの筋力アップ体操や、体を動かしながら、他の事をするなどのコグニサイズを組み合わせて行っています。



手足でバランスを取りながら、筋力アップ！
体を動かしながら、しりとりで頭の体操！
伸びている所を感じてのタオル体操！
体調の悪い方は無理しない動きをします！

タオルを使っただと親しみやすいし、すんなり背筋も伸びるわね！



実際に歩道を歩いて実感してみます。



先月よりは足の運びが良いですね！

外はまだ寒いけど、デイサービスの部屋には桜を咲かせましょうよ！



絵手紙も額縁もオリジナルの作品です



まどかデイサービスは、10人定員の地域密着型のデイサービスです。少人数の良さを活かして活動しています。
火曜・木曜 9:45 ~ 15:00
ご見学は随時お待ちしております。

在宅福祉サービスまどか
デイサービス

TEL 04-7181-2567